

# イギリスにおける私人訴追の変容

小山 雅 亀

## I はじめに

筆者はこれまで、1985年のイギリス検察庁(Crown Prosecution Service=CPS)の創設とその後の変容に焦点を合わせて、イギリス(イングランドおよびウェールズを意味する——以下同じ)の訴追制度について数回論述したことがある<sup>(1)</sup>。我が国が典型的な国家訴追主義を採用しているのに対して、イギリスは私人訴追主義に立っていると説明されることも多いが<sup>(2)</sup>、そこでいう私人訴追主義の意味は決して一義的ではない<sup>(3)</sup>。ただ、イギリスの刑事訴追制度全体をどのように理解するのかという問題は別として、検察庁(CPS)が刑事訴追に大きな役割を果たすようになった今日においても、イギリスが私人に刑事訴追の提起・追行を認めている——訴追形式としての私人訴追を認めている(権利としての私人訴追主義)——という点は明白である<sup>(4)</sup>。しかし、近年において、「訴追形式としての私人訴追」を大きく制約することにもなりかねないポリシーが検察庁によって採用され、イギリス最高裁(UK Supreme Court)でも争われたので、やや詳しくこの判例を紹介するとともに<sup>(5)</sup>、訴追形式としての私人訴追の在り方について若干の考察を加えることにしたい。もっとも、最近の判例であって、イギリスにおいても十分な検討が未だなされていないため、今後の自分じしんの研究の第一歩という意味で「研究ノート」という形式で公表することにした。

七  
四

---

(1)小山雅亀『イギリスの訴追制度』(成文堂、1995年)——以下「小山『訴追制度』」と

して引用、同「イギリスの刑事訴追制度の動向」西南学院大学法学論集35巻3=4号(2003年)129頁以下——以下「小山『動向』」として引用、同「イギリスの刑事訴追制度の動向(補論)」西南学院大学法学論集39巻1号(2006年)61頁以下——以下「小山『補論』」として引用する。

- (2)例えば、鯉越溢弘「私人訴追主義と国家訴追主義」法制研究48巻1号(1982年)33頁以下参照。
- (3)小山「訴追制度」169頁以下参照。
- (4)小山「動向」149頁以下、「訴追制度」185頁参照。後に詳しく検討することにするが、イギリス検察庁の創設に導いた1985年犯罪訴追法(Prosecution of Offences Act 1985=POA1985)6条は、明確に「訴追形式としての私人訴追」を認めている。
- (5)R (on the application of Gujra) (FC) (Appellant) v Crown Prosecution Service (Respondent)[2012]UKSC52, on 4 Oct 2012.

## Ⅱ イギリスの刑事訴追制度の歴史的概観

先に言及した近年の判例を検討する前に、イギリスの刑事訴追制度を、訴追形式としての私人訴追(権利としての私人訴追主義)に焦点を合わせつつ、概観しておきたい。

### A 1985年犯罪訴追法制定まで

(1)コモンローによれば、すべての犯罪は国王の治安・尊厳に対するものであり、刑事訴追は国王の訴追と考えられてきた。しかし、訴追は国王の名前でなされるが、このことは国王の官吏のみが刑事手続を開始できることを意味せず、犯罪と直接の関係がない者をも含めて、何人でも刑事手続を開始し、追行できるというのが基本原則であった<sup>(1)</sup>。そして、19世紀初頭においては、実際になされた大多数の刑事訴追が私人による「訴追形式としての私人訴追」であったため「実態としての私人訴追主義」が採られていたと評価することができる<sup>(2)</sup>。しかし、このようなシステムは次第に批判を受けるようになる。その要点は、①システムが効率的ではなく、多くの犯罪者が処罰を免れている、②訴追のためのコストと不便故に、市民にあまりにも大きな負担を負わせている、③実際に訴追に関係する者に腐敗を生じさせている、とするものであり、結果として、一方でコストを負担する能力や法的資質を欠く私人による「弱い訴追」が生じるとともに、他方で悪意や(被告人から)金を引き出すための「不当な訴追」が生じているとも指摘された<sup>(3)</sup>。

(2)上記のような情況に対処するために、公訴官(public prosecutor)制度を設けるべきではないかとの見解が表明されたが、1879年犯罪訴追法(Prosecution of Offences Act 1879)によってようやく控えめな権限のみを有する小規模な公訴官制度である公訴局が設けられるにいたった。その後も1884年、1908年、1979年の犯罪訴追法、1946年および1978年の犯罪訴追規則(Prosecution of Offences Regulation)によって公訴局は質的・量的に拡張されてきたが、その権限と実力は大きなものとはいえなかった。すなわち、1970年代末の時点においても、公訴局長(Director of Public Prosecutions=DPP)の権限は以下のようなものであった。①重大又は困難と思料する事件および②何らかの理由から公訴局長の介入が必要と思料する事件について、(i)刑事訴追を開始し、引継ぎ、追行するとともに、(ii)これらの事件について助言を与える。また、公訴局は、公訴局長の他、副局長、2名の首席局長補佐官(Principal Assistant Director)、9名の局長補佐官、法曹資格を有する57名のスタッフのみによって構成されていた<sup>(4)</sup>。

(3)上記のように小さな組織である公訴局のみで足りたことの主たる理由は、1829年以降次第に整備されてきた警察が実際に多くの訴追を担当することにより<sup>(5)</sup>、上述した「弱い訴追」や「不当な訴追」という批判はあまりなされなくなってきたためである。このように多くの訴追を担当する警察は、地方に基礎を置く組織であり、そのために——また警察の訴追に直接言及する制定法は存在しない——刑事訴追の在り方は警察管区ごとに多様であるが、多くの警察は訴追ソリシタ部(prosecuting solicitors' office)を設けるにいたった。ただし、あくまで警察がソリシタの依頼人であって、最終的判断権は警察にあるとされた。しかし1970年代には、警察による訴追方式に対して、①犯罪に対する精力的な捜査と、すべての証拠に対する冷静で客観的な評価という異なる機能を一つの機関が負うことには問題がある、②訴追側は独立・公平・公正で、勝敗ではなく真実追求に関心を持つべきであるとする原則に反している、との批判がなされるにいたった<sup>(6)</sup>。

## B 1985年犯罪訴追法以後

(1)王立委員会(Royal Commission on Criminal Procedure=Philips Commission)

の調査・報告書(1981年)を踏まえて、政府は、従来の訴追制度(とくに警察による訴追)に問題があったことを認めて、1985年犯罪訴追法により、イギリス検察庁(CPS)を創設した。その概要は以下のとおりである。その長は検察長官(DPP)であり、法務総裁(Attorney General=AG)の監督を受けつつ、ロンドンの本部で職務を遂行する。イギリス全土は複数の地区(area)に区分され、各地区に首席検事(Chief Crown Prosecutor=CCP)が置かれ、本部で発せられる検事規範(Code for CP)や各種のガイドラインに従って、この法律によって与えられた権限(DPPの権限に等しい)を行使する。また、検察庁の構成員たる(ソリシタまたはバリスタの中から検察長官によって指名された)検事(Crown Prosecutor=CP)も、検察長官と同じ権限を行使する。検察長官(したがって検事)の主要な任務は、警察が起訴した事件を引継いで、審査のうえ、要件を満たさぬ訴追を打切るとともに、要件を充足する訴追を進行するというものである。他方、一般の私人も自ら訴追を開始し、進行する権利を認められている。しかし、一定の犯罪の訴追には法務総裁または検察長官の同意が必要とされているほか、検察長官(そして検事)は、必要と思料する限り、私人の開始した訴追を引継いだうえで、進行または打切ることができる<sup>(7)</sup>。後述するように、最近になって、この私人の開始した訴追(訴追形式としての私人訴追)を引継ぐ検事の権限の行使の仕方が争われるにいたったのである。

(2)控えめな権限のみを認められた検察庁であったが、その活動開始以来何回かにわたって調査がなされ、それに基づく報告書の提出を受けて様々な変更を受けることになった。全体組織が再編成され、組織内部の非法律家の担うべき役割が拡張され(指定事務官(designated caseworker)制度の創設)、検事の上級裁判所での弁論権が拡張されるなどの変更である<sup>(8)</sup>。中でも、警察によって過剰な訴追がなされているとの批判を受けて、一定の軽微事件を除いて、警察が公訴を開始する(告発する)ためには、検事の判断を待たねばならないとされたのは、1985年の王立委員会以来の基本的な考え方——CPSは警察による捜査と訴追を引継いで審査の上進行する——を変更するものであった<sup>(9)</sup>。



### C 1985年犯罪訴追法における訴追形式としての私人訴追(形式的意味での私人訴追)

(1)1985年犯罪訴追法は、「私人訴追」<sup>(10)</sup>を行う権利を明規している。すなわち、同法6条1項は「次項に定める場合を除き、本編のいかなる規定も、長官がその遂行を引き継ぐ義務を負わない刑事手続を、検察庁以外の者において開始し又は遂行することを妨げない」とし、同2項は「長官は、開始された刑事手続の遂行を引き継ぐ義務を負わない場合であっても、その遂行をいかなる段階においても引き継ぐことができる」とする<sup>(11)</sup>。長官が引継ぐ義務を負うのは、(指定手続(specified proceedings)を除く)警察のために開始された刑事手続が中心であるから<sup>(12)</sup>、引継ぎ義務のない手続の開始・追行を認めた1項は、警察以外の者(法人も含む)が刑事訴追を開始し追行する権利を認めていることになる。ただし、2項によって、非警察訴追であっても、長官は(検事も)これを引継ぐ権限を有することが定められている。法律委員会(Law Commission)の分析によれば、6条1項により、私人訴追を行おうとする者は(正確に言えば——法務総裁等の同意が求められる犯罪類型もあるので——完全に無制限というわけではないがほぼ)無制限に訴追を開始する権利が認められているが、同時に、同条2項により、同法3条2項に示された状況下で長官が事件を引継ぐ義務から生じる制約およびその他の状況下で同法6条2項により長官に与えられた引継ぐ権限から生じる制約に服する<sup>(13)</sup>。

(2)前述したように、現時点では告発(訴追の開始)の実質的判断権を有するのは検事であるが、検事はその判断に際しては——通常の場合には——完全規範テスト(Full Code Test)に従う<sup>(14)</sup>。現在の検事規範(Code for CP)によれば、検事は以下の2要件が充足される限り、訴追を開始し、追行することができる。その2要件は、「各被疑者について現実的な有罪判決の期待を生じさせるに十分な証拠がある」と満足し(証拠の段階)、訴追が公共の利益のために必要であると確信することである(公益性の段階)<sup>(15)</sup>。

(3)従来、警察以外の者(主として純粹の私人)が開始した刑事訴追を打切るための基準および運用は以下のようなものであった<sup>(16)</sup>。事件を打切るため

に引継ぐときの判断基準は、第1に明らかに答弁不要の程度の証明しかなされていなく(clearly no case to answer)であり、このような状況で開始された私人訴追は、根拠を欠きそれ故に権利の濫用となるためである。第2の要件は、公共の利益に関する要素において、訴追に反対する方向で作用する要素が、訴追方向に作用する要素を明らかに上回ることであり、第3の要件は、訴追がおそらく司法の利益を侵害することである。上記の3要件のいずれかが満たされれば、検事は私人訴追を打切るために引継ぐことになり、逆に言えば、①一応の証明がなされ(prima facie case)、②訴追方向に作用する要素が反対に作用する要素を上回り、③訴追が司法の利益を侵害しない場合には、検事が私人訴追に介入することはない。第2の要件は検事が自ら訴追を開始するときの判断基準と異なるところはないが、第1の要件である一応の証明基準は、検事自ら訴追を開始するときの基準である有罪判決の現実的期待テスト(realistic prospect of conviction test)とは明らかに基準を異にしている(一応の証明という基準の方が低い)。したがって、検事規範中の完全規範テストを充足しない事件であるにもかかわらず、検事が介入しない(私人によって訴追される)事件が存在してきた。

(4)検事総長は、2009年6月23日に、私人によって訴追された事件の引継についての従来の取扱いを変更する法的指針(Legal Guidance)を発した<sup>(17)</sup>。すなわち同指針によれば、検事は、書面審査に基づいて、①完全規範テスト中の証拠の充分性テスト、②完全規範テスト中の公益性テストが充足され、③訴追を引継ぐ特別な必要性がある、と判断すれば、私人訴追を引継いで追行すべきである。また、①および②の要件は充足されているが、③それを引継ぐ特別な必要性がなければ、私人訴追を引継ぐことなくそのままにすべきである。他方、完全規範テスト中の①証拠の充分性テストまたは②公益性テストを充足しない私人訴追であると判断すれば、これを引継いで打切るべきである。以上のように、証明基準が従来よりも高められて、検事自らが訴追を開始する際に適用される基準が、私人訴追を引継ぐべきか否かの判断にも適用されることになった結果として、完全規範テストを充足しない事件は検事に引継がれて打切られることになった。換言すれば、

私人が開始した事件を検事によって引継がれることなく自ら追行できるのは、①有罪判決の合理的期待が存在し、②訴追が公益にかない、③検事が訴追を引継ぐ特別な必要性がないと判断した場合に限られることになった。

- (1) 小山「訴追制度」5頁以下参照。このように犯罪訴追の主たる責任を私人にゆだねる方式は、ベンサムによって「オープンシステム」と呼ばれた(同6頁)。
- (2) 小山「訴追制度」186頁参照。
- (3) 小山「訴追制度」6～7頁参照。
- (4) 小山「訴追制度」10～16頁参照。なお、1977年において公訴局長は、訴追可能性のある事件として15,724件の請求を受け、2,130件の訴追を担当していた(同書13頁)。
- (5) この警察訴追に関して、警察官たる一私人として(in a private capacity)刑事訴追をしているのであるから、「実質的意味での私人訴追」だと説明されることもあったが、フィクションにすぎるとの批判もなされてきた(小山「訴追制度」178～184頁参照)。
- (6) 小山「訴追制度」17～18頁、45～47頁参照。
- (7) 小山「訴追制度」109～110頁参照。
- (8) 小山「動向」142頁以下参照。検事の弁論権の拡張については、小山「イギリス刑事法律扶助制度の変容」『大野先生古希祝賀・刑事法学の潮流と展望』(2000年)463頁以下参照。また、指定事務官という名称はその後「副検事」(associate prosecutor)に改められている。
- (9) 小山「補論」73頁以下参照。
- (10) 以下とくに断らない限り、この用語を警察官以外の者によってなされる訴追を意味する。したがって、内国歳入委員会(Inland Revenue)や地方自治体等の公的機関による訴追をも含むことになる。なお、若干古い調査であるが、交通事件を除く成人の犯罪に対する訴追の約27%が警察以外の訴追であり、警察以外の訴追のうち、2.4%だけが個人としての私人によってなされていた(Lidstone, Hogg and Sutcliffe, Prosecutions by Private Individuals and Non-Police Agencies, Royal Commission on Criminal Procedure Research Study No 10(1980), at 15 and 31.)。
- (11) Prosecution of Offences Act 1985, s 6。以下同法の訳は、三井誠＝井上正仁訳『イギリス警察・刑事証拠法、イギリス犯罪訴追法』(1988年)による。
- (12) Prosecution of Offences Act 1985, s 3(2)(a)。ただし、事案の重要性又は困難性に照らし自ら手続を開始することが適切であり、またはその他の事情で自ら手続を開始することが適切であると認める事件についても、刑事手続を開始し遂行することが長官の責務であるとも定められている(Prosecution of Offences Act 1985, s 3(2)(b))。
- (13) Law Commission, Report: Consents to Prosecution(1998, LC No 255), para. 5.8。
- (14) 完全規範テスト及び予備テストについては、小山「補論」76頁以下参照。
- (15) Code for Crown Prosecutors (6<sup>th</sup> ed.), paras. 3.4, 4.1, 4.5, 4.12。なお、2013年1月に検事規範は改訂されたが、本稿との関係では重要な変更点はない(The Code for Crown Prosecutors(7<sup>th</sup> ed. 2013))。
- (16) R v Director of Public Prosecutions Exp Duckenfield [2000] 1 WLR 55, para. 15。本文に記載したのは、この判決に引用されている1998年の検察長官の書簡の内容である。
- (17) CPS, Private Prosecutions: Legal Guidance(2009)。

### Ⅲ Gujra事件

この事件で、上述した私人訴追の引継についてのCPSの取扱いの変更の正当性が争われるにいたった。

#### A 事案の概要

(1)2つの刑事事件からなるが、上告人Gujraの主張は以下のとおりである。2010年5月17日に、上告人は、Imran MirzaとTamoor Mirzaの兄弟によって殴打され、倒れたところを蹴られ、負傷したが、駆け付けた警察官によってその傷は極めて軽微(very minor)であると判断された。翌週の5月24日には、上告人は同じく兄弟であるWajeed Mirzaによってののしられ、殺すと脅かされた(上告人は、Mirza兄弟に対して提起された民事事件において、兄弟に不利益となる証言をしていたという事情が背景にあった)。上告人は2つの事件の私人訴追の可能性についてソリシタに相談するとともに、第1の事件につき警察に対しても供述した。また、上告人の2人の友人は、第1の事件につき現場では目撃を否定したものの、後にソリシタおよび警察に対して犯行を目撃した旨を供述した。第2の事件については、上告人は警察には供述することなく、ソリシタにのみ話した。7月下旬になって、警察は第1の事件を理由に、Imran MirzaとTamoor Mirzaの兄弟を逮捕したが、同兄弟はノーコメントの態度をとり、後に保釈された。警察は、同兄弟に対する訴追の可否についての判断を仰ぐために、ファイルを検察庁(CPS)に送付した<sup>(1)</sup>。

(2)8月18日に、上告人は第1の事件を単純暴行(common assault)として、第2の事件を脅迫として、治安判事裁判所に訴状を提出し(laying information)、裁判所が召喚状を発した(issue of a summon)ために私人訴追が開始した<sup>(2)</sup>。私人訴追の存在を認知したCPSは、当該事件を進行するためまたは打切るために事件を引継ぐべきかを判断することとなり、実際の審査は複雑事件担当部(Complex Casework Unit)の上級検事Masseyに委ねられた。10月22日

月9日に証拠基準不充足との結論を維持した。そのため首席検事(CCP)は、当該訴追が打切りのために引継がれるべき旨の指示をするとともに、11月16日には治安判事裁判所に訴追を続行しない旨を告げたために、当該訴追は打切られた。同時にその旨は上告人及び3名の被告人にも伝達された<sup>(3)</sup>。

(3)上告人は、自己の開始した私人訴追をCPSが引継いで打切った処分取消しを求めて司法審査を申立てたが、申立を受けた高等法院女王座部(Queen's Division)は、申立を棄却した<sup>(4)</sup>。上告人は、CPSの現在のポリシーは私人訴追を提起するという法律上市民に認められた権利を不当に制約するものであるが故に違法である、と主張して上告した。

## B 法廷意見

最高裁判所は、3対2の多数決によって、上告を棄却した。

(A)ウィルソン卿(Lord Wilson)の意見

(1)私人訴追権及びDPPの引継権についての歴史的な概観をしてみると、私人訴追権がイギリス法において占める地位・重要性や引継権の在り方については必ずしも見解の統一があるわけではない。しかし、本件において重要な問題は——議会が1985年犯罪訴追法6条によって私人訴追権を再確認したことを前提にして——検事が私人訴追を打切るために引継ぐべきか否かの判断に際して合理的期待テスト(reasonable prospect test)を適用することが、同法6条の基礎にあるポリシーや目標を挫折させる(frustrate)か否かである<sup>(5)</sup>。

(2)現在の判断基準によっても、多くの私人訴追は生き残るし(引継がれることなく追行される私人訴追は多いはずである)、ロンドン交通局(London Transport)や動物虐待防止協会(Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals)のような多くの非警察組織も訴追判断に際して合理的期待テストを採用している。さらに、現在のポリシーが1985年犯罪訴追法6条の基礎にあるポリシーや目標を挫折させるとの主張を反駁する4つの論拠がある。すなわち、①議会は同法6条2項によって検察長官に私人訴追を引継ぐ権限を付与したが、その裁量権を制約する明文の規定は置かなかった、②同法の主たる目標はCPSの創設であったが、それは王立委員会による訴追の提

起・追行のバラツキ是正の必要性の指摘に応えたものであり、このことは私人訴追にも妥当する、③成功の合理的な期待を欠く訴追は、裁判所の資源を不当に消耗することになる、④公的訴追(警察訴追)がなされ得ない状況において、私人訴追に应诉せざるを得ないことになる被告人に救済を与える必要がある、ということである<sup>(6)</sup>。

(3)結局、1985年犯罪訴追法の制定——同法6条1項による私人訴追権の再確認——に際して、議会は合理的期待テストの採用を拒絶したとの見解を採ることはできない。換言すれば、現在の引継・打切りポリシーの採用によって、同条の基礎にあるポリシーや目標を挫折させることになるとはいえない。上告は棄却されるべきである<sup>(7)</sup>。

(B)ニューバーガー卿(Lord Neuberger)の意見

(1)本件の主たる問題は、私人訴追の引継・打切りに関する現在のDPPのポリシーが適法か否かである。行政府の公布したポリシーの有効性は、関連法規に照らして判断されなければならない。1985年犯罪訴追法6条は、私人が刑事訴追を開始し追行するという長期間認められてきた権利が——同条2項の制約を受けるものの——そのまま維持されることを1項によって示すとともに、同条2項によって私人が開始した刑事訴追を引継ぐ——少なくとも法文上は無制約な——権限をDPPに認めている<sup>(8)</sup>。

(2)証拠に関する要件として現在の合理的期待テストが唯一無二のものだともでは言えないが、この基準を支持する4つの論拠がある。第1に、1985年法がDPPの権限を拡張した主たる目的は、訴追の開始・追行に関する統一性を図ろうとしたものであり、私人訴追と公的訴追について統一的基準を採用することが同法の意図に反するものとはいえない。第2に、DPPが自ら追行する目的で私人訴追を引継いだ後に、例えば新証拠の出現のために合理的期待テストを満たさない事態が生じた場合には、DPPの打切り義務が生じることになるが、このことは引継ぎの時点においても同じはずである。第3に、公的訴追における合理的期待テストを支える論拠(①被告人への不公正、②裁判所の時間の浪費、③コスト、④司法への不信、の抑止)は——完全に同一ではないにせよ——ほぼ等しく私人訴追にも当てはまる。第4に、



1985年法の基礎となった王立委員会報告書は、すべての訴追に合理的期待テストが妥当するとしていた<sup>(9)</sup>。

(3) 上告人の主張によれば、私人訴追権は市民が裁判所にアクセスする権利であって、基本的なコモンロー上の権利であるのに、2009年ポリシーはこの権利を骨抜きにする(emasculate)とされる。しかし、私人が刑事訴追を開始する権利はそのまま認められているし、(引継がれない限り)自ら追行し得ることも認められているので、骨抜きになっているとは言えない。さらに翻って考えてみると、刑事事件における私人訴追権は民事的救済を求める民事の訴えとは異なり、法務総裁による訴追の取下げ(nolle prosequi)という制約を歴史的に受けてきているのである。さらに近年では、貴族院の判例においても、私人訴追の重要性に疑問を示す、または少なくともその重要性が低下してきている旨の見解がみられるようになってきている<sup>(10)</sup>。

(4) 確かに私人訴追権は、イギリス法の一部であり公的訴追機関の不作为や懈怠に対する保護手段であるが、そのことはDPPが引継ぎの基準として合理的期待テストを採用することとは矛盾しない。私人たる訴追者と被告人の双方の利益、そして公共の利益を考慮すると、2009年ポリシーは誤っていない。仮に私人訴追を制約しているとしても、そのポリシーが法的に受け入れがたいほど制約的に過ぎるとまでは言えない。結局上告は棄却されるべきである<sup>(11)</sup>。

#### (C) カー卿(Lord Kerr)の意見

(1) 1985年犯罪訴追法6条2項は、DPPに私人訴追を引継ぐ権限を認めたが、引継いだ事件を打切る権限も私人訴追を引継ぐ権限に付随する。これらの権限は必然的に裁量権の行使を伴うが、それによって法のポリシーを無効にしたり挫折させたりしてはならない。換言すれば、法のポリシーや目標を促進するために行使されるべきである。上告人の主張の中心も、DPPの2009年ポリシーが1985年法のポリシーや目標と不適合だ(incompatibility)という点にある<sup>(12)</sup>。

(2) 一応の証明(prima facie case)という基準を満たす限りそのまま私人訴追を追行させるとする2009年以前のDPPのポリシーが1985年法のポリシーや



目標そのものであることを示すものは、同法6条2項はもちろんとし、その他の条項にも存在しない。反対意見は「歴史的にみると、DPPの引継権は、公益上追行が必要な事件であるのに私人の資力の欠如や怠慢から十分な追行がなされないといった事態を防ぐために導入された」と主張する。しかし、1985年より前に、公益上訴追を防ぐ必要からDPPが訴追を引継ぐことも当時の法の目的を侵害する(inimical)ものではないとされた判例がある<sup>(13)</sup>。また反対意見は、一応の証明がなされている限り私人訴追を追行し得る権利は、基本的な憲法上の権利に根拠を置く司法へのアクセス原理から、あるいは、何世紀にも及ぶ裁判所へのアクセス権から導かれるとも主張する。しかし、どのように立派な権利であれ、制定法による修正を受けるのであり、もはや刑事訴追が専ら私人の手に委ねられている時代ではない以上、その修正は不可避である<sup>(14)</sup>。

(3)司法へのアクセス権と言っても無制約なものではない。DPPが自らの訴追基準と同様の基準で私人訴追を引継いで打切るとは、私人訴追権を消滅させる(extinguishing)という意味で骨抜きにする(emasculatation)ものではない。DPPのポリシー変更が私人訴追権を希釈化する(attenuation)ことは確かであるが、市民の司法へのアクセスを否定するものではなく、これを調整するものに過ぎない。問題は、この調整が1985年法の基礎にあるポリシーや目標と適合しているかである<sup>(15)</sup>。

(4)DPPのポリシー変更の適法性は、議会が1985年法によって私人訴追権を縮小する意図を実際に有していたか否か、によって直ちに答えられるものではない。議会の意図は、私人訴追権の歴史的な調整という背景の下で検討されなければならない。議会は、積極的に私人訴追権を制約する意図ではなかったかもしれないが、当時行われていた引継・打切りのポリシーが必然であるとまでは言えない。法律が「何時いかなる条件のもとで」という要件を定めることなくDPPに引継権を認めたことは、私人訴追についてDPP自身の訴追に際しての基準と同一の基準を適用することも可能であることを意味している。現に、1985年法制定当時には私人訴追権の意義・価値についての議論もなされていたのであるから、仮に議会が当時のDPPの

ポリシーの定める条件のもとで私人訴追権が維持されるべきだと解していたのであれば、その旨が明確にされていたはずである。さらに、当時すでに一応の証明という形ではあるものの私人訴追権は制約されていたのであり、この形での制約を神聖不可侵とする理由はない。上告は棄却されるべきである<sup>(16)</sup>。

### C 反対意見

2名の裁判官による反対意見が付されている。

#### (A) マンス卿(Lord Mance)の意見

(1)歴史的に概観してみると、多くの著名な論者や裁判官は、私人訴追権を「憲法に基礎を置く基本権」、「法の支配に基づく個人の自由という基本的な憲法的権利に基礎をおくもの」、「公的機関の怠慢や不公平に対する価値ある安全装置」、「公的機関の恣意的な、腐敗した(corrupt)、あるいは偏見からの、訴追の懈怠や拒否に対する有効な憲法上の安全装置」として高く位置づけてきた<sup>(17)</sup>。確かに、判例はDPPによる打切り目的での引継権を認めてきてはいるが<sup>(18)</sup>、これらの事件において引継がれた私人訴追は、訴追者が被告人となっている別の事件において国王側の証人となった者に対する訴追(自分の別事件における不利益証人に対する訴追)であって、明らかに古典的な手続きの濫用に当たる事件であった<sup>(19)</sup>。

(2)1985年犯罪訴追法10条は、検事が自ら訴追を開始する際の指針を与える検事規範の制定を要求しているが、同法6条2項に基づき検事が私人訴追を引継ぐ際の指針を与えるようには要求していない。現に、2010年に制定された検事規範も、検事自ら訴追を開始する際に完全テストを採るよう求めているにとどまる<sup>(20)</sup>。

(3)2009年まで採用されていたポリシーによれば、検事は、答弁不要の程度の証明しかなされていない場合にのみ、私人訴追を打ち切りのために引継ぐるのであって、このような私人訴追は理由がなく(unfounded)権利の濫用に当たるからと説明されてきた。著名な裁判官であるロウズ卿(Laws LJ)も、DPPが自ら訴追した事件であれば追行しない事案であるということを理由に私人訴追を引継いで打ち切るのは、1985年法6条1項の骨抜きに当たりそれ

自体違法なポリシーとなると明言していた<sup>(21)</sup>。また1985年法に先行する王立委員会において、当時の公訴局長(DPP)および法務総裁は、例外的な場合を除いて、打切のために私人訴追を引継ぐことが不当な介入権の行使に当たるものであり、不当な訴追に対する保護は裁判所に委ねられるべきだとの意見を述べていた<sup>(22)</sup>。

(3)私人訴追権が憲法上の権利であるということは、議会在明確に許容する場合を除いて、行政府がそれを無効にする(abrogate)のを許さないことを意味する。そして本件で問題となるのは「一応の証拠があり公益上も問題がない私人が開始した訴追を、書面審査のみに基づくDPPの有罪判決の合理的期待なしとの判断によって、打切のために引継ぐ権限が1985年法6条2項によって認められるか」である。その判断に際しては、①有罪判決の可能性についての書面審査の限界、②判断者が異なれば、有罪判決の合理的期待ありとの判断がなされる可能性、③犯罪についてよく知っている者(例えば被害者)が事件についての裁判所の判断を仰ぐことを可能にするという私人訴追の民主的な安全装置(democratic longstop or safety valve)としての機能を考慮する必要がある<sup>(23)</sup>。

(4)被告人(DPP)は、私人訴追の起訴基準を公的訴追のそれと等値させることが1985年法の目的であったと主張するが、それでは2009年までの24年間は法の目的が無視されていたことになる。また、公益なしを理由とするDPPの訴追の不提起という判断は当該訴追が公益を欠くものであると最終的に判断することにはならない(私人訴追の可能性が残る)とする判例も存在する<sup>(24)</sup>。この判例に関して被告人は、公益に関しては公的訴追と私人訴追で判断を異にしてもよいが、証拠の充分性については両者を一致すべきであるとも主張するが、判例と矛盾するとともに、検事規範や2009年ポリシーにもそのような主張を裏付ける規定は存在しない。1985年犯罪訴追法6条2項は、抽象的な規定の仕方をしており、同法6条1項によって認められた私人が訴追を提起し追行する権利を骨抜きにする意図を有していたとは言えない。6条2項は、公共の利益の観点——DPPはこの点での良き判断者足り得る——からの引継を認めたものではあるが、証拠の判断には当て

はまらない(裁判所の判断事項である)。成功の望みが全く存在しない場合を除いて、私人は司法へのアクセスからシャットアウトされてはならないのであって、2009年以前には当然のこととされていた。結局、2009年のポリシーは、1985年法6条2項によってDPPに与えられた権限を逸脱したものである<sup>(25)</sup>。

(5)DPPが検事に対して合理的期待テストを課すことは適切であるかもしれないが、私人訴追についてはそうではない。法律委員会(Law Commission)は、検事の訴追基準を満たさない私人訴追がなされる可能性に言及しつつ、以下の3つの論拠から、無実の者に対する(結局無罪に終わる)訴追や公益に反する訴追という危険によって私人訴追権が蝕まれているとは解しなかった。すなわち、①個々の検事が検事規範のテストに(他の検事とは異なる)個人的な解釈を持ち込む危険性、②ある人にとっては、検事規範が適正なバランスを取っていないように見える可能性、③公的訴追としては不正であったとしても私人訴追が不正と言えない場合があること(例えば、検事が証拠の充分性を満たさないと判断しても、被害者が犯人を知っているような場合)である<sup>(26)</sup>。これらの論拠は相互に関連しているが、私人訴追は公的機関が犯人に対して正当な捜査・訴追を怠っているとの公衆の不正義感に対する安全装置と考えられる。とくに本件のような事実関係における微妙な判断が問題とされる場合には、この不正義感は強いものとなる<sup>(27)</sup>。

(6)2009年以前において私人訴追によって実際に生じた問題についての調査・分析は一切なされていない。被上告人は、一般的な形で、私人訴追に巻込まれた者や社会に対するコストなどをポリシー変更の理由として示すが、これらは裁判所へのアクセス権という私人訴追の性質そのものに内在するものである。また被上告人は、公的訴追と私人訴追において異なった基準で被告人を訴追に曝すことが不正であることは自明のことであると主張する。しかし、公的訴追と私人訴追には大きな差があり、この差は、私人訴追を提起し裁判所にアクセスする権利の憲法的地位から導かれるものである。したがって、DPPが自らの訴追基準と考えるものに従って、私人訴追を引継いで打切ることができるというのは自明のことではないのであ

る。上告を受理すべきである<sup>(28)</sup>。

(B)ヘイル卿(Lady Hale)の意見

(1)イギリス検察庁(CPS)の創設を導いた1985年犯罪訴追法を制定するに際して、議会は、何世紀にもわたって認められてきた私人訴追権を——「CPSが自ら追行可能な事件であると認定したうえで他人に追行させることを選択した事件のみを追行する権利」に縮小して——ほとんど消滅させる意図を有していたとは言えない。犯罪者を訴追して裁判所にアクセスする権利は、民事訴追を提起して裁判所にアクセスする権利と同様の憲法上の権利であって、その縮減は法の明確な文言によって付与されたものでなければならない<sup>(29)</sup>。

(2)私人訴追権は、犯罪被害者にとって基本的な重要性を有するものであるが、とくに弱い被害者(vulnerable victims)にとってその重要性は大きい。彼らは、伝統的にその発言を聞いてもらう、また、信じてもらうという点で困難を有しているが、私人訴追はその安全装置となってきた。近年においては、弱い証人の証言も信用し得るものであるとの理解が進み、彼らがベストエビデンスを提供できるように援助しようとの動きがある。私人訴追はこの傾向に適うものである<sup>(30)</sup>。

(3)検察官の判断に対する司法審査は——本件が示しているように——十分な安全装置ではない。合理的な検察官なら事件が追行されるべきだと結論を採り得ると同時に、合理的な検察官なら追行されるべきではないとの結論をも採り得るからである(結果として検察官の判断は維持されることになる)<sup>(31)</sup>。私人訴追は司法審査よりも効果的な安全装置なのである。今や新しいポリシーが結果として私人訴追を縮小させたために、被害者は検察官の判断を争う余地を大きく制約されることになった。このことは当局の懈怠や不公平のリスクを増大させるのであって、ヨーロッパ人権規約8条と同3条によって認められている被害者の権利違反となる可能性がある<sup>(32)</sup>。

五九

---

(1)R (on the application of Gujra) (FC) (Appellant) v Crown Prosecution Service (Respondent) [2012] UKSC 52, paras.4-7. 上告人はその他の主張もしているが、以下では2009年ポリシーと私人訴追権の関係についての記述に焦点を合わせて紹介する。

- (2)このような訴追の方式については、小山「訴追制度」48頁以下参照。
- (3)Gujra [2012] UKSC 52, paras.8-9.
- (4)The Queen ( on the application of Dalvinder Singh Gujra ) and Crown Prosecution Service [2011] EWHC 472 (Admi), [2012] 1 WLR 254.
- (5)Gujra [2012] UKSC 52, paras.29-30.
- (6)Gujra [2012] UKSC 52, paras.33 and 36.
- (7)Gujra [2012] UKSC 52, paras.39 and 45.
- (8)Gujra [2012] UKSC 52, paras.46-48.
- (9)Gujra [2012] UKSC 52, paras.54-58.
- (10)Gujra [2012] UKSC 52, paras.59-65. Jones v Whalley [2006] UKHL 41, paras. 16 and 43.
- (11)Gujra [2012] UKSC 52, paras.68-74.
- (12)Gujra [2012] UKSC 52, paras.76-77.
- (13)Raymond v Attorney General [1982] QB 839.
- (14)Gujra [2012] UKSC 52, paras.78-80.
- (15)Gujra [2012] UKSC 52, paras.81-82.
- (16)Gujra [2012] UKSC 52, paras.83-85.
- (17)Edwards, The Law Officers of the Crown (1964), at 336; Lord Simon Glaisdale, Hansard [HL] 29 Nov 1984 col 1068; Lord Wilberforce and Lord Diplock, in Gouriet v Attorney General [1978] AC 435, at 478 and 498.
- (18)Turner v DPP (1978) 68 Cr App R 70; Raymond v Attorney General [1982] QB 839.
- (19)Gujra [2012] UKSC 52, paras.90-94.
- (20)Gujra [2012] UKSC 52, paras.96-97.
- (21)R v Director of Public Prosecutions, ex p Duckenfield [2000] 1 WLR 55. ロウズ裁判官の意見の具体的内容については、後記IV注(24)参照。
- (22)Gujra [2012] UKSC 52, paras.102-105. D. Hay, "Controlling the English Prosecutor" , 21 Osgoode Hall LJ (1983), 165, at 182.
- (23)Gujra [2012] UKSC 52, paras.107-108.
- (24)Scopelight Ltd v Chief Constable of Northumbria Police Force [2009] EWCA Civ 1156, [2010] QB 438.
- (25)Gujra [2012] UKSC 52, paras.112-114.
- (26)Law Commission, Report: Consents to Prosecution (1998, LC No 255), para.5.22.
- (27)Gujra [2012] UKSC 52, paras.115-116.
- (28)Gujra [2012] UKSC 52, paras.117-119,122.
- (29)Gujra [2012] UKSC 52, para.123.
- (30)Gujra [2012] UKSC 52, paras.124,130.
- (31)司法審査においては、検事の裁量権行使が完全に不合理(unreasonable)と言えるほどに犯罪的・不適格(offensive or incompetent)な場合を除いて、裁判所は検事の判断に介入することはないからである(A. Sanders, R. Young and M. Burton, Criminal Justice (4<sup>th</sup> ed.2010), at 375)。
- (32)Gujra [2012] UKSC 52, paras.132-133.

#### IV 若干の検討

##### A Gujra判決の概略

(1) 反対意見が私人訴追権の意義を強調して幅広い視野の中で問題を検討しようとするのに対して、多数意見は、私人訴追権が制定法上のものであるとの前提からその範囲が1985年犯罪訴追法その他の実定法の解釈から導かれるとする<sup>(1)</sup>。後者の様な視点からは、多数意見の結論に至りやすいように思われる。すなわち、初めて公訴官制度(公訴局長)を導入した1879年犯罪訴追法は、同法7条において「この法律のいかなる規定も、あらゆる刑事手続を開始し、引受け、追行する(institute, undertake or carry on)という何人もが有する権利に影響を及ぼすものではない」として、公訴局長(DPP)の創設が私人訴追権に何ら影響を及ぼさないことを明規していたのに対し、1985年法6条は前述したような規定の仕方——DPPは事件を引継いで打切るについて(少なくとも明文上は)特別な制約を受けない裁量権を与えられている——となっている<sup>(2)</sup>。つまり、私人訴追権が絶対的なものではないことを前提としているとも解されるのである。その背景には、その間に警察が相当な部分の刑事訴追を担当することになり、また、CPSが誕生して警察の訴追に深く関与するようになって、刑事訴追の性格が私的なものから公的なものへと変化してきているという事情もある。このような前提から、DPPの2009年ポリシーが1985年法6条の基礎にあるポリシーないし目標を挫折させるものであるかと問い、消極に解することによって2009年ポリシーの適法性を肯定する<sup>(3)</sup>。

(2) 多数意見は、上記の結論を支える論拠として、前述した引継裁量権行使について明文の制約がないことに加えて、①他の多くの(非警察)訴追機関が検事と同一の訴追基準を採用していること、②1985年法全体の目的およびそれに先行する王立委員会の指摘(訴追の提起・追行に関するバラツキの是正)、③裁判所の資源消耗の防止、④被告人の救済、⑤私人訴追を追行目的で引継いだ後に新証拠が発見され検事規範不適合が判明した場合(検事は訴追を打切るしかない)とのバランス、⑥私人訴追権が絶対的なものではないこと、等を列挙する<sup>(4)</sup>。



(3) 反対意見は、私人訴追の憲法上の重要性および市民の裁判所へのアクセスの意義を強調して、幅広い観点から権利に基礎を置くアプローチを採用する<sup>(6)</sup>。すなわち、かつての判例や王立委員会、法律委員会での議論等の検討を踏まえて、歴史的に認められてきた私人訴追権の具体的な内容は、2009年以前に行われていた慣行に沿った内容のものであったとの前提に立つ。その上で、1985年法6条1項がその権利の存在を認めたにもかかわらず、抽象的な規定形式の同条2項によって、私人訴追権の内容を実質的に変更する(骨抜きにする)ことはできないとする。その結論を支えるために、上述した点に加えて、①私人訴追が有する安全装置としての機能、②被害者、とくに弱い被害者にとっての私人訴追の意義等を列挙する<sup>(6)</sup>。

(4) 前述したように<sup>(7)</sup>、この判例の結果として、私人が自ら開始した訴追を検事によって引継がれずに追行できるのは、①有罪判決の現実的期待(合理的期待)が存在し、②訴追が公益に適い、③検事が訴追を引継ぐ特別な必要性がない、と判断した場合に限られることになる。このような運用に対しては、いくつかの疑問が提起されている。第1に、ヘイル卿が指摘する弱い被害者の取扱いである<sup>(8)</sup>。第2に、私人訴追が引継がれるのは検事がある存在を認識した場合に限られるという問題も残されている<sup>(9)</sup>。第3に、証拠基準も公益基準も充足されているのに——資源、経験そして証拠収集能力に優れた——検事が事件を引継がずに私人にアウトソーシングすることは望ましいのかという問題である<sup>(10)</sup>。

## B 若干のコメント

(1) イギリスの刑事訴追制度全体が私人訴追主義に立脚するものであるかという問題は——私人訴追主義の定義や主要な訴追形式である警察およびCPSの訴追の実態の検討が不可欠であるから——置くとしても、我が国のような国家訴追主義・起訴独占主義に立つものでないことは明らかである。多様な刑事訴追のうち、実際に多数の訴追を担当する(地方に基礎を置く)警察の訴追の方式や基準が不統一であったために、1970年代には警察訴追は注目を浴び、王立委員会の報告書を踏まえて——警察が訴追した事件を引継ぎ審査の上追行するという機能を持つ——検察庁(CPS)が創設され、

さらに近年においては警察による過剰訴追という非難を背景に、検察庁は訴追の開始段階から関与するようになってきている<sup>(11)</sup>。これに対して、純粋の私人による訴追をも含めた非警察訴追をめぐる議論はこれまであまりなされてこなかった。

(2)前述したところと重複するが、伝統的には私人訴追の憲法上の重要性が強調されてきた。すなわち、私人訴追権は「憲法に基礎を置く基本権」、「法の支配に基づく個人の自由という基本的な憲法的権利に基礎をおくもの」、「公的機関の怠慢や不公平に対する価値ある安全装置」、「公的機関の恣意的な、腐敗した、あるいは偏見からの、訴追の懈怠や拒否に対する有効な憲法上の安全装置」として位置づけられてきた<sup>(12)</sup>。しかし他方では、私人訴追の問題性を指摘する発言も見られる。すなわち、1985年犯罪訴追法制定過程での「私人訴追は、個人的な恨み、復讐心、金銭的利益、恐喝、狂信性に基づくことがある」との発言等であり<sup>(13)</sup>、それに先行する王立委員会報告書も、裁判所の許可を前提とする公的資金による「私人訴追」制度に置き換えることによって<sup>(14)</sup>、実質的な私人訴追の廃止を提案していた。また、近年の判例においては「私人訴追という遺物たる権利 (surviving right)の価値は疑わしいものであり、公益に反して行使される虞がある」との指摘もなされている<sup>(15)</sup>。

(3)私人訴追権の重要性に疑問を示す論理をもう少し詳細に見てみよう。CPS創設によりこの機関だけが訴追判断をなすべきであるとの基本的思想を背景に、刑事司法システムという本質的に強制的な枠組みが個人によって発動されるのは全体の利益にならない。とくに、訴追者は司法官 (Minister of Justice)であって、専門的な訴追者としての知識と経験を必要とするのであって、刑事裁判は自己の利益を主張する訴追者に対処し得るように調整困難であるとともに、彼らが当事者となるところでは刑事裁判を正当に行うことは不可能である、とする見解が示されている<sup>(16)</sup>。また、犯罪とは国家の秩序に対する違反であって、国家が適切な機関により、犯罪を捜査して犯罪者が訴追されるべきか否かを判断すべきである。公的な訴追機関が存在せず、法を執行する手段が十分に組織されていなかった時代

においては、犯罪者の訴追は私人に頼らざるを得なかったが、今日ではもはやそのような状態ではない、とも指摘される<sup>(17)</sup>。本判決(Gujra最高裁判決)の多数意見は必ずしも明言はしていないが、このような考え方が背景にあることは明白であろう。

(4)歴史的にはイギリスの(形式的意味での)私人訴追は大きな役割を果たしてきたし、特定の分野においては今なお重要な役割を果たしている<sup>(18)</sup>。しかし大規模な法人は別として、通常の個人にとって私人訴追の実際上の障壁は高い。すなわち、私人は捜査のための資源を有しないし、一定の場合には訴追の費用が(事後的に)国庫から支出される可能性はあるにせよ、治安判事裁判所での訴追についてはこの可能性もない<sup>(19)</sup>。また、事前に警察が捜査していても警察から情報を得ることはできないし、場合によっては悪意訴追(malicious prosecution)や不法監禁(false imprisonment)を理由に民事上の責任を問われる可能性もある<sup>(20)</sup>。このような事実上の制約に加えて、近年では法的な制約も課されるようになってきている。例えば、暴行・傷害の事案において警察が警告(caution)で処理すると判断し被疑者がこれに応じた後に、被害者が私人訴追を提起することは手続の濫用であるとした治安判事裁判所の判断を是認した貴族院判決も出されている<sup>(21)</sup>。

(5)従来においても、私人訴追が許されるのは——上述した実際上の困難が克服されることに加えて——①訴追に法務総裁またはDPPの同意が要件とされていない犯罪であること(同意が必要とされていれば同意が存すること)<sup>(22)</sup>、②警察や検事によって警告といった公式の処理がなされていないこと<sup>(23)</sup>、③訴状の提出に対して治安判事裁判所が召喚状を発すること(発給しない裁量権も認められている)、④法務総裁が訴追の取下げ(nolle prosequi)を行わないこと、⑤法務総裁が、当該私人が訴訟濫用者(vexatious litigant)であるとの宣言を高等法院に申請してこの申請が認められていないこと、⑥DPP(そして検事)が打切りの目的で事件を引継がないことといった条件が満たされている場合であるが、Gujra判決はこの⑥の要件を(大幅に?)修正したといえる<sup>(24)</sup>。これまでは——公共の利益要件についての理解は必ずしも明確でないところもあるが——検事規範の証拠要件を満たさない場合

でも、(一応の証明という基準が充足されている限り)私人は自ら訴追して裁判所の判断を仰ぐことができた<sup>(25)</sup>。しかし現時点では、CPSが訴追を望まない限り、事件を公判に持ち込むという私人訴追の範囲は大きく縮小されることになった<sup>(26)</sup>。

(6)従来は、検事が検事規範の定める証拠基準を(私人が訴追を開始する前であれ、開始した後であれ)満たさないと判断した事件を私人が追行することが可能であった。換言すれば、一応の証明があるという基準を満たす一方で有罪判決の現実的期待という基準を満たさないというグレーゾーンにおいて、公的機関の怠慢や不公平に対する安全装置としての機能を果たし得てきたのである。しかし、今やこのグレーゾーンが消滅したのであるから、私人訴追の開始は可能であるとしてもその追行が許されるのは、本来検事が起訴すべきであった事件を検事よりも先に訴追を開始して、検事がそれを引継ぐ特別な必要性がないと判断した場合に限られるから、公的機関の怠慢や不公平に対する安全装置と位置付けることは困難になったと言えよう。他方で、検事が本来起訴すべき事件であったとすれば、検事は何故追行を私人に委ねる場合があり得るのかという疑問も生じてくる<sup>(27)</sup>。ある論者は、私人訴追の意義を①責任のある者に不名誉を与えて被害者やその家族の苦痛を際立たせるという象徴的な機能と②悲劇を生みだした社会的・政治的問題に対するキャンペーン機能にあるとしている<sup>(28)</sup>。結局のところ、警察やCPSによる訴追が制度として確立してきた現代において、私人訴追という制度のレゾン・デートルが問われているのである<sup>(29)</sup>。

---

(1) Kumaralingam Amirthalingam, "Private Prosecutions and the Public Prosecutor's Discretion", 129LQR (2013), 325, at 326.

(2)前記ⅡC(1)参照。

(3)K. Amirthalingam, supra note 1, at 326-327.

(4)前記ⅢB参照。

五 (5)K. Amirthalingam, supra note 1, at 327.

三 (6)前記ⅢC参照。

(7)前記ⅡC(4)参照。

(8)前記ⅢC(B)(2)参照。この点は、CPSが一定の事件に対するアプローチの見直しと訴追裁量に対する司法審査の強化を要請するものの、私人訴追の範囲の拡張にはつな

- らないとの指摘がある(F. Stark, “The Demise of the Private Prosecution”, [2013] Cambridge L.J, 7, at 9.)。
- (9) F. Stark, *supra* note 8, at 9-10.
- (10) F. Stark, *supra* note 8, at 10.
- (11) 前記Ⅱ AB参照。
- (12) Edwards, *The Law Officers of the Crown* (1964), at 336; Lord Simon Glaisdale, Hansard [HL] 29 Nov 1984 vol.457 col. 1068; Lord Wilberforce and Lord Diplock, in *Gouriet v Attorney General* [1978] AC 435, at 478 and 498.
- (13) Lord Hutchinson of Lullington, Hansard [HL] 17 Jan 1985 vol. 458 col. 1149.
- (14) The Royal Commission on Criminal Procedure, Report (1981),, paras.7.50-7.51.
- (15) Lord Bingham of Cornhill, in *Jones v Whalley* [2006] UKHL 41, 3 WLR 179, para.16.
- (16) バクストン判事(Buxton LJ)の意見(Law Commission, Report: Consents to Prosecution (1998, LC No 255), para.5.10-5.11)。バクストンは、後の論稿で私人訴追が望ましくない制度であることの論拠を2つ上げて、仮に私人訴追という制度を維持するにしても変更を加える必要があると主張する。すなわち、私人訴追は、①訴追者は事件の結果に個人的な利害関係をもってはならず、②訴追者はどのようなステップが刑事手続を不公正なものにするかについての法的訓練と学識を有すべきである、との原則に違反するものであるから、少なくとも実際の手続を行うのは(訴追者から依頼を受けた)法曹に限られるべきだとする(Richard Buxton, “The Private Prosecutor as a Minister of Justice”, [2009] Crim. L. R. 427, at 432.)。
- (17) Lord Bingham of Cornhill, in *Jones v Whalley* [2006] UKHL 41, 3 WLR 179, para.16.
- (18) 例えば、有資格タクシー運転手協会(Licensed Taxi Drivers’ Association)が、無資格で客待ちする車両の運転手に対する私人訴追を提起した事例(*Oddy v Bug Bugs Ltd* [2003] All ER (S) 373)や、残酷スポーツ禁止同盟(League against Cruel Sports)が犬を用いた違法な狩猟を理由にプロの猟師を訴追した事例も見られる(*The Times* August 5, 2006)。
- (19) *Prosecution of Offences Act 1985*, s.17.
- (20) L. H. Leigh, “Private Prosecutions and Diversionary Justice”, [2007] Crim. L. J. 289, at 294.
- (21) *Jones v Whalley*, [2006] UKHL 41, 3 WLR 179. 本研究ノートでは前述したような理由(前記Ⅰ参照)からできないが、今後この判決をも含めて、近年における形式的意味での私人訴追をめぐる動きを検討してみたいと考えている。
- (22) 1998年時点において同意が必要とされる犯罪は、153にも及んでいた(Law Commission, Consultation Paper: Consents to Prosecution (1998, CP No 149), at 85-97)。
- (23) 警告という制度の概要については、小山「補論」71頁以下参照。
- (24) ロウズ判事(Laws L.J)は、新しい方式が許されない趣旨の指摘をしていた。すなわち「私人訴追を打切るために引継ぐべきかを判断する際において、検事規範がCPS自ら訴追を開始・追行するときに従うよう命じているのと同じ基準、とくに有罪判決の合理的期待テストを一律に適用することは、正当ではあり得ない。DPPは自ら追行すべき事件ではないというだけの理由で、私人訴追を停止させてしまう結果となるからである。これでは1985年法6条1項を骨抜きにしてしまうことになり、違法なポリシーとなる。・・・6条1項はDPPが訴追しないと判断する一定の事件が公判に進むことを前提としている。」(Laws, L.J, in *R v DPP Exp Duckenfield* [2000] 1 WLR 55, para.28)

- (25) Law Commission, Report: Consents to Prosecution (1998, LC No255), para.2.14.
- (26) P. Hungerford-Welsh, Commentary, [2013] Crim. L.R.337, at 341.
- (27) F. Stark, *supra* note 8, at 10.
- (28) A. Sanders, R. Young and M. Burton, *Criminal Justice* (4th ed. 2010), at 433.
- (29) F. Stark, *supra* note 8, at 10-11は、スコットランドで20世紀に実際に生じた例外的な場合(Sweeney v X, 1982 J.C. 70)における安全装置としての機能だけを私人訴追が持つことになることと示唆する。この事件では、暴力的な強姦事件の結果として、被害者が公判廷で供述できない状態にあると検事が判断したために、検事は不起訴の判断をし、被疑者に対して訴追されない旨の通知がなされた。被害者が十分に回復した後に検事に訴追を求めたところ、国王(検事)が訴追を開始することはできないと告げられたため、被害者が私人訴追を開始した事案において、裁判所は、被疑者に対する国王の不起訴の保証は私人訴追を禁止することにはならないとした。すなわち、私人訴追が許されるのは、このように十分な証拠が存在し、公判を開くことに強い公益上の必要性があるにかかわらず、国家が訴追を行うことを禁じられているような例外的事例に限られるのである、と。

## 追記

被害者が検事の不起訴処分に対する審査申立をした場合におけるCPSの内部手続が不備であるとの控訴院判決(R v Christopher Killick [2011]EWCA Crim 1608, para. 57.)の指摘を受けて、2013年6月に、CPSは被害者審査申立制度(Victim's Right to Review Scheme)をスタートさせた。この制度によれば、検事が公訴不提または訴追打ち切りの判断をした場合、被害者はCPSに対してその判断の審査を求めることができ、申立てを受けたCPSは一定の手続に従って審査を行わなければならない(Victim's Right to Review Interim Guidance)。このシステムについても今後の検討を予定している。